図書館をより

- 中央図書館 6 0857-27-5182 開館時間 9:00 ~ 19:00 (土・日曜は 17:00 まで)
- ■気高図書館 6 0857-37-6036 開館時間 10:00 ~ 18:00
- ■用瀬図書館 € 0858-87-2702 開館時間 10:00 ~ 18:00
- ※休館日は、毎週火曜日、毎月最終の木曜日、祝日の 翌日 (中央図書館は除く)

鳥取市立図書館は、3月1日より新たなコンピューターシステムを導入し、中央公民館図書室を含む全館で業務を再開しました。システム更新のための休館では、大変ご迷惑をおかけしました。

宇田祥子さん講演会

- ① 「大人のためのおはなし会」
 - と き 3月27日(水) 10:00~11:45
- ②「モンゴルの移動図書館の旅~松岡享子先生と共に~」

と き 3月27日(水) 13:30~15:30

講師 宇田祥子さん(おはなしブリュッケン主宰)

ところ 中央図書館 多目的ホール

定 員 ①40人 ②50人

申し込み 中央図書館へ申し込んでください。

鳥取大学・とつとり駅南教室 ☆講話とおしゃべり

とき

講師と演題

第89回

「遺跡から見た砂丘と人の歴史」

3月2日(土) 講師:高田健一さん

(鳥取大学地域学部 准教授)

時 間 13:30 ~ 15:00

ところ 中央図書館 多目的ホール

定員 40 人程度 ※参加無料、申し込み不要

市民伝言板

市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

いじめの深層 一何が助けになるのか一

時:3月9日(土)10:30~12:00/所:鳥取ガスグループショールームサルーテ/容:いじめに悩む子どもたちを支えるためにどんな手立てがあるのか。専門分野の視点から講演していただきます。講師:林知代さん(芦屋大学臨床教育学部教育学科准教授)13:30からグループ相談会開催。詳しくは問い合わせ先まで。/員:120人(先着)/料:各講座無料/連:松浦 60857-30-2020

制服・学用品・スポーツ用品リユースバザー

時:3月20日(祝·水)10:00~15:00/所:鳥取産業体育館小体育館(天神町)/容:幼稚園・小中高校の制服・学用品・部活用品など。搬入は9:00~10:00に指定の値札に金額を記入。販売・会計はバザースタッフが行います。15:00~15:30に売れ残り商品と売上金を引き取り。出店料は売上金の2割。/連:鳥取子育て応援団AKM3代表近藤 60857-28-7482(午前のみ)

※5月号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、3月15日(金)までに、ハガキ、ファクシミリ(風0857-20-3056)または電子メール(風shihou@city.tottori.lg.jp)で秘書課広報室まで。

紙面の都合により掲載できない場合があります。あらかじめご了承ください。

鳥取市雇用促進協議会

【パソコン技能&ビジネスマナー研修】

と き 3/21(木)·22(金)、25(月)~27(水) 9:30~16:30

対象市内在住で求職活動中の一般求職者を優先

研修内容 ワード、エクセル (Ver.2010) の基礎技能と ビジネスマナーの基礎を習得

会場 ㈱ナレッジサポート IT研修室

定 員 20人

受講料 無料(ただし、テキスト代2100円は自己負担) 申し込み 研修の初回開催日の1週間前までに、電話・

ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先へ

- 問鳥取市雇用促進協議会(第二庁舎経済·雇用戦略課内)
- € 0857-20-3134 € 0857-20-3046
- atottori-koyou@city.tottori.tottori.jp
- http://www.city.tottori.lg.jp/

ワンポイント

消費者被害にあわないために

問駅南庁舎市民総合相談センター € 0857-20-3863

file023 架空請求が増加傾向です!

「利用した覚えのない通信料金を請求するメールが 届いた」「以前登録していた有料サイトの利用代金が 未払いであるという請求ハガキが突然届いたが、心 当たりが無い」という相談が増加しています。この ような請求は「架空請求」の場合もあるので注意が必 要です。

「架空請求」のメールやハガキを送る悪質な業者が一番望んでいることは、メールやハガキにある連絡先に、送られた人が連絡してくることです。その理由は、「確認のため」と言って、住所・電話番号・名前・勤務先など新たな個人情報を入手し、それらの情報も悪用して、お金をだまし取るまでさまざまな方法でしつこく請求することができるからです。

【アドバイス】

利用した覚えのない請求が届いたときは、相手に 連絡する前に消費生活相談窓口に相談するなど、冷 静に事実確認をしてください。「架空請求」であれば 払う必要はありません。

何度も請求メールが届いたり、複数の相手から同様の請求メールが届く場合には、アドレスの変更が最も有効です。他にもフィルタリングサービスなど不審なメールを受け取らないようにする方法があります。設定方法や操作方法が分からない場合は、お使いの通信会社に相談してみましょう。

鳥取ユネスコ協会

第5回「環境」談話会(公開)

時:3月23日(土)13:30~14:45/所:さざんか会館2階アクティブとつとり(富安二丁目)/容:講演「北極の氷が減っている!日本の気象への影響は?」話題提供者:成瀬廉二さん(NPO法人氷河·雪氷圏環境研究舎代表)/料:無料/連:鳥取ユネスコ協会 😭 0857-24-5009

無料相談

市民総合相談 予約は 😭 0857-20-3862まで

■市民総合相談センター(市役所駅南庁舎1階 41番窓口)【予約不要】

《くらし110番相談窓口》

内容: 日常生活の中での疑問、困りごとなど(専門相談員応対)

と き: 平日8:30~17:15(面談・電話相談) ☎ 0857-20-4894 平日17:15~22:00(電話相談) ☎ 090-8715-9280

土日祝日8:30~22:00(電話相談)€ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日 (13:00~17:00) に面談相談を行います。 《消費生活相談窓口》

内 容: 訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、多 重債務など、消費生活に関すること(専門相談員応対)

と き: 平日8:30~17:00(面談・電話相談) 6 0857-20-3863

■法律相談【電話予約制】

内容: 法律全般(弁護士応対)

と き: 4/16(火)・26(金)13:00~16:00(定員各5人ずつ)

ところ: 駅南庁舎

予 約:4/9(火)8:30~(先着順、定員になり次第終了)

■公正証書作成(遺言·養育費支払契約など)など相談【電話予約制】

内 容: 遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にとも なう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成 および私署証書の認証などに関すること(公証人応対)

と き: 4/24(水) 13:00~16:00(定員5人)

ところ: 本庁舎

予 約: 4/22(月) 17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容: 採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を 含む生活設計などに関すること(社会保険労務士応対)

と き: 4/10(水) 13:00~16:00(定員5人)

ところ: 駅南庁舎

予 約: 4/3(水) 17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容: 土地境界などに関すること(土地家屋調査士応対)

と き: 4/18(木) 13:00~16:00(定員3人)

ところ: 駅南庁舎

予 約: 4/11(木) 17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康な どの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

問 駅南庁舎市民総合相談センター € 0857-20-3862

女性なんでも相談

内 容: 法律(弁護士応対)

※一般相談は、鳥取市人権福祉センター(40857-24-8241)で受け付けします。

と き: 4/10(水) 13:00~16:00

4/25(木)9:00~12:00

ところ: 男女共同参画センター(西町二丁目福祉文化会館内)

予 約:3/20(水)8:30~ ※電話などにて先着順

問 男女共同参画センター <a>⊆ 0857-24-2704

行政相談

内 容: 国の仕事や手続き、サービスなど(行政相談委員応対)

と き: 4/4(木)・11(木)・16(火)・30(火) 13:30~15:00

ところ: 4/4=市役所駅南庁舎、4/11=輝なんせ鳥取、4/16=さざんか会館、4/30=トスク本店インフォメーションルーム

問 鳥取行政評価事務所 € 0857-24-5542

特設人権相談

内 容: 人権問題全般(人権擁護委員応対) と き: 3/20(水·祝) 13:00~16:00

ところ: さざんか会館

問 鳥取地方法務局人権擁護課 € 0857-22-2289

※法務局においても平日(8:30~17:15)は毎日相談に応じています。

行政書士無料相談

と き:3月9日(土)10:30~15:00 ※当日受付、先着順

ところ:県立図書館2階 小研修室

内 容:相続·遺言、成年後見、交通事故後遺障害等級認定、

帰化・在留許可などの手続きなど

と き:4月7日(日)10:00~15:00

※当日受付、先着順

ところ: 気高図書館 2階 会議室

内 容: 相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など

問 鳥取県行政書士会事務局 € 0857-24-2744

多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約

と き:3月21日(木)13:30~16:00 ところ: 県庁議会棟 会議室(東町一丁目)

間県消費生活センター(県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室)

£ 0857-26-7605 € 0857-26-8144

じん臓疾患・難病患者相談会

保健師による無料相談会です。 ※要予約

対象:慢性じん不全により人工透析を受けている人、難病患者やその家族

と き:3月22日(金)14:00~16:00 ※毎月第4金曜日

ところ: 市役所駅南庁舎

内 容:日常生活・療養上の悩みや不安などの解決のお手伝い

予約:3月19日(火)17:15までに電話で問い合わせ先まで

問 駅南庁舎障がい福祉課 📶 0857-20-3475

「筆界特定制度」をご存知ですか?

この筆界特定制度は境界紛争解決のための制度として、平成 18 年 1 月 20 日に施行され、今年で 7 年目となります。

この制度は、土地の所有者などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。

筆界特定とは、新たに筆界を決めることではなく、実地調査や測量を含むさまざまな調査を行ったうえで、もともとあった筆界を筆界特定登記官が明らかにすることです。

筆界特定制度を活用することによって、公的な判断として 筆界を明らかにできるため、隣人同士で裁判しなくても、筆 界をめぐる問題の解決を図ることができます。

詳しくは下記問い合わせ先にお尋ねください。

問鳥取地方法務局 登記部門 2 階 筆界特定室

6 0857-22-2258